# 川崎町農業委員会1月総会議事録

期 日 平成30年1月10日(水)

場 所 川崎町役場2階入札室

平成30年1月10日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場2階入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後 1 時 30分

#### 2、出席委員(11人)

1番	土田	大作	2番	高山 富昭	3番	田所	義信
4番	中村	明	5番	西山 一郎	6番	政時	修
7番	松江	英幸	8番	大内田峰夫	9番	谷	照明
10番	原	健治	11番	原口 友博			

#### 3、欠席委員(2人)

12番    横田 裕子   13番       山下 理江
--------------------------------

### 農地利用最適化推進委員

鍋藤 清隆	木下 重光	松崎 正臣
中島隆	川根 節生	奥 俊英 欠

4、本会事務局 事務局長:重藤 敬二、 係長:林 勇

5、事務局長開会あいさつ

# 議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 第 番 委員 第 番 委員

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進事業による農地の賃借について (意見照会2件)

報告第1号 農地法施工規則第32条1号の規定による届け出について (農地内の農業用施設建設届出書)

報告第2号 農地パトロールによる遊休・荒廃農地の通知及び意向調査アンケートについて

その他 農地中間管理機構(特例事業)の研修会 14時30分より

事務局

定刻になりましたので、平成30年1月の農業委員会総会を開催 します。

本日は、平成30年の最初の総会でありますので、主催者を代表しまして、会長に一言挨拶をお願いいたします。

(●●会長挨拶)

ありがとうございました。続きまして来賓の方においでいただい ておりますので、ご挨拶を賜りたいと思います。尚、町長・副町 長・議長は公用のためお越しいただけませんでした。それでは議 会を代表しまして、●●副議長のご挨拶を受けたいと思います。

●●副議長

(挨拶)

ありがとうございました。副議長は、公務のためここで退席されます。お忙しい中、お越しいただきまして、ありがとうございました。

それでは、総会を始めたいと思います。本日は13名中、11名 の出席であり、定足数に達していますので、総会は成立していま す。

それでは、議事を行いたいと思います。議長は会議規則第4条の 規定により会長にお願いし議事進行いたしたいと思います。

それでは、議長、お願いします。

議長

それでは、日程第1の議事録署名委員の決定について議題といたします。

議事録署名委員は、●●番委員、●●番委員にお願いいたします。 それでは、議案第1号の1 農地法第3条の規定による許可申請 について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号について、説明いたします。

1ページをお願します。この申請は第3条の売買による所有権移転です。譲受人住所、川崎町大字●●、氏名、●●、農業、譲渡人住所、●●、氏名、●●、土地の所在、大字●●、地目、●●地積、●●㎡、申請理由、農用地拡大のため。2ページに字図、3ページに航空写真を付けています。●●農業委員と●●推進委員で現地確認していただきました。

以上です。

事務局の説明が終わりましたので、現地を確認しました、●●推 進委員より補足説明をお願いいたします。

●● 委員

長

議

けさ立会いをしてきました。先程、事務局の方から説明があった通り、譲渡し人の●●はずっと東京に在住しておりその方の所有の田を●●さんが小作をしていました。今回譲渡という形で中野さんに譲り渡す。現地を見た結果ずっと農地として利用されて

いるので問題はないと思われます。審議をお願いします。以上です。

議長りいるとうございました。これより質疑に入ります。

ただ今の事務局、並び推進委員説明について、質疑のある方は 挙手を願います。

(なし)

議 長 それでは、お諮りします。議案第1号について、原案通り賛成の 方は挙手をお願します。

賛成多数ですので、議案第1号は原案通り承認といたします

議長 続きまして、議案第2号の1 農業経営基盤促進事業による農地の貸借について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、議案第2号の1、農業経営基盤整備事業による農地の 貸借について、説明いたします。この事業は一般的に言われてい る農地中間管理機構を通じた貸借となっております。

> 農林係より農業委員会への意見照会がありましたので、審議の ほどよろしくお願いいたします

> 4ページをお願いします。利用権の設定を受ける者の 住所 ●●氏名、●●利用権の設定をする者の住所 ●●氏名 ●● 土地の所在、川崎町大字●●、現況、●●、面積、●●㎡、大 字●●、面積●●㎡、字●●、面積●●㎡、字●●、面積●● ㎡、現況はすべて畑となっており、貸借期間は10年となって おります。

5ページから8ページに位置図及び航空写真をつけています。

当地は地元委員であります●●番委員と●●番委員に現地確認 をしていただきました。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、現地を確認しました。原口委員より補足説明をお願いいたします。

●●番委員 昨日●●番委員と一緒に現地確認しました。場所はラピュタの横になります。以前からずっと耕作放棄されてしばらくたっています。

ぜひここは耕作してほしいので、問題ないと思います。もうひと つの方は、屋敷内の畑です。問題ないと思います。

議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ただ今の事務局説明について、質疑のある方は挙手を願います。

(●●番委員)

●●番委員●●は畑になっているようですが、今だれか耕作されていますか。

●●番委員 現在耕作していません。以前は大根や、白菜を作っていました。

(●●委員)

●● 委員 今●●さんは、中間管理機構に委託しているわけですね。借り手は見当は付いていますか。それとも今から中間管理機構が借り手を探すのですか。

事務局 借り手は決まっています。

(●●番委員)

●●番委員 これから中間管理機構を活用する場合は、こうゆう手続きが行われてくることですね。

事 務 局 中間管理機構を利用する場合はこうゆう手続きが必要です。 議 長 それでは、お諮りします。議案第2号1について、原案通り賛成 の方は挙手をお願します。

> 賛成多数ですので、議案第2号1は原案通り承認といたします 続きまして、議案第2号の2 農業経営基盤促進事業による農地 の貸借について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、議案第2号の2、農業経営基盤整備事業による農地の 貸借について、説明いたします。9ページをお願いします。

利用権の設定を受ける者の、住所、●●号、氏名、●●。利用権の設定をする者の住所、川崎町大字●●、土地の所在、川崎町大字●●、面積●●㎡、ア●

●、面積●●㎡、現況はすべて田となっており貸借期間は10年となっております。10ページに位置図、11ページに航空写真をつけています。

当地は地元委員であります●●委員と●●番委員に現地確認を していただきました。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、現地を確認しました、●●委員より補足説明をお願いいたします。

●● 委員 場所は、東川崎の●●の裏です。申請者●●氏は、高齢のため耕作できないということで中間管理機構に預けるということで大体借り手は決まっているような感じです。昨年まで耕作していました。

議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ただ今の事務局説明について、質疑のある方は挙手を願います。 (なし)

議 長 それでは、お諮りします。議案第2号2について、原案通り賛成 の方は挙手をお願します。

> 賛成多数ですので、議案第2号2は原案通り承認といたします. 続きまして、報告第1号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、報告第1号、農地法施行規則第32条第1号の規定に

よる届け出について、説明いたします。12ページをお願いします。届出人住所、川崎町大字●●、氏名、●●、届出の理由、地目、●●、面積、●●㎡の内、●●㎡を農機具用倉庫に変更する。変更理由、農機具を収納する場所がないため。現地は地元委員であります●●番農業委員と●●推進委員に確認していただきました。

議長

事務局の説明が終わりましたので、現地を確認しました、●●推 進委員より補足説明をお願いいたします。

# (●●推進委員)

●● 委員

いま事務局の方から説明がありましたように、この土地は昨日確認しました。申請者は、自宅を建て替える際に農業用倉庫が無くなったということで、自己判断でここに立てています。自己所有地でありながらこうした届出が必要であったと知らなかったということです。近隣との問題もないようです。始末書も出ておるようで申請通りでよいと思います。

議長

事務局

ありがとうございました。それでは報告第1号を終わります。

続きまして、報告第2号について、事務局の説明をお願いします。

それでは、 報告第2号 農地パトロールによる遊休・荒廃農地 の通知及び意向調査アンケートについて報告します。14ページ

をお願いします

農地パトロールによる遊休、荒廃農地状況確認。遊休農地としては、田が 275,855 平米、畑が 132,018 平米、荒廃農地、田 90,484 平米、畑 75,525 平米。その内通知数は、623 筆。通知書所者数は、286 名となっています。農地なのに山林になっている、見逃しているようなところ、もう 20 年以上経過して非農地と判断できるような該当数は、約 900 筆あります。現地を再度確認して慎重に非農地か農地に戻るのかを判断しながら進めて行きたいと思っています。来年度くらいからは、各農業委員、2 人 1 組になって毎月 5 から 10 筆位非農地を確認していただいて、ここで非農地証明を発行できるような形を取りたいと事務局では考えています。

議長

続きまして、その他ですが、何かありますか

#### (●●番委員)

●●番委員

荒廃地の調査の件ですが、手紙を各個人に出したと思います。 自分が回っている所によると、手紙が来たがどうしたらいいかと 聞かれます。

内容を見てみると、高齢の方には厳しい所があるのではないか と思います。もう少し柔らかく出来ないかと思います。 農業委員が行って話をしないといけないと思います。今回は、 文書だけで回しているので。

事務局

その件は文書を出す前にどうしようかということで、とりあえず 通知のない方に関しては農業委員に回ってもらう話になってい たと思います。本来ならそういうことについてもう少し農業委員、 推進委員さんは、理解していただいて出している内容等を良く理 解していただいて聞かれたら本人に説明していただくのが農業 委員、推進委員さんの役目だと思います。役場にも1日、数十件 問い合わせがあります。皆さんのところにも問い合わせがありま したら、8月時点の農地パトロールの結果ですと伝えてください。

(●●委員)

●● 委員

●●番委員が言われているのは、おかしいと思います。過去こうしたということじゃなしに、前回の総会の時に荒廃地があります。こうゆう風にしましょう。と言ったのを又今になってむしかえすのですかと、私は思います。少しおかしくないかと思います。議長そこのとこ議事を進めるうえでもきちっと言ってほしいと思います。何回やっても同じことですよ。決まったことを又おかしいじゃないかと言いだしたら、議事にならんじゃないですか。

議長

決まり事であるので農業委員、推進委員さんも地元からそういう 話があれば説明してはっきりした返事を事務局に届けて下さい。 他に意見ありませんか。

●●番委員

1月20日までに返事が無い場合は、地元の推進委員さんに行ってもらうと話でした。お年寄りとか出せない人とか良くわからない人も一応20日までですね。

議長

他にありませんか。

事務局

先日言ってましたが、宗像の研修は全員参加ですが、どうしても 都合の悪い方おられますか。26 日 10 時に庁舎玄関前に町マイク ロバスが出ます。宗像で昼食をし、それから会場に向かいます。 その後新年会を予定しています。

議長

本日の議題はすべて終了いたしました。

次回の総会は、2月9日(金曜) 13時30分より総会を開催します。これで、平成30年1月農業委員会総会を閉会いたします。 皆様、いろいろご協力ありがとうございました。

この後、農地中間管理機構について研修を行いますので、参加してください。お疲れ様でした。

閉会 午後2時25分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

# 署名人

- ●●番委員
- ●●番委員

議長